

平成 2 3 年 9 月 1 日

社 団 法 人 東 京 建 設 業 協 会
会 長 山 田 恒 太 郎 殿

警視庁組織犯罪対策部長

毛 利 徹



暴力団排除対策についてのお願い

謹啓 処暑の候、貴会におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素から、警察行政の各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月1日から東京都暴力団排除条例が施行されますが、現在、警視庁においては、施行日に向けた準備を鋭意進めているところです。本条例では、都民の皆様が安全な生活を確保し、都内の健全な社会経済活動を実現するため、暴力団排除に関して事業者の方々が果たすべき役割や暴力団関係者に対する利益供与の禁止が定められており、とりわけ、暴力団の活動を助長又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って商取引を行うことが禁止されています。

貴会におかれましては、各種業務の対応等に大変多忙な日々を送られていることと思われませんが、会員及び会員傘下事業者が条例に違反することのないよう、取引相手等が暴力団関係者でないかの確認を行うとともに、暴力団関係者と判明した場合には契約の解除に努めるなど、本条例の趣旨を十分に御理解の上、適切な措置を講じていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

敬具